

毎週火、金曜日発行（但休日、祝日、昭和四年四月十五日第三種郵便物とするときは翌日）

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則
- ◇告示 森林法による保安林の解除予定
土地の公用廃止
家畜伝染病予防法による牛の肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
- ◇人委規則 職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則

鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二十部」を「三十部」に、「総務課」を「広報文書課」改める。

第十一条中「総務課」を「広報文書課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町高尾字井手の谷下モ平ラ二五三ノ一、字

井手ノ谷上ミ平ラ二六八(以上二筆について「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜(「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十九号

次の土地は、昭和三十八年五月十日から公用を廃止した。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地 目	面 積
鳥取市湖山町字八町田一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	水路敷	一一坪 四合
鳥取市湖山町字八町田一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇	道路敷	四六坪五勾

鳥取県告示第二百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし生後三ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
検査……皮内注射反応、虫卵検査
投薬……ビチノール製剤投与

人事委員会規則

職員懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月十四日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員懲戒の手續及び効果に関する規則(昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号)の二部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を削り、第五条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。